

(2) 条例の目的

周りの大人が、子どもにとって最善の方法が何かを常に考え、子どもを育むことが大切です。そのため、子どもや大人が子どもの権利についての理解と認識を深め、子どもの権利の視点にたった名古屋のまちづくりを進める必要があります。

この条例は、子どもにとって大切な権利とその保障について、市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者の責務を定めるとともに、子どもの育ちについて、市の基本となる取組を定めることにより、子どもに思いやりのあるやさしいまちの実現を目的とする。

(3) 定義

条例における用語を次のとおり定義する必要があります。

①子ども：概ね18歳未満の者をいう。ただし、この条例の施行にあたっては、18歳以上の者についても、必要な配慮がなされるものとする。

「子ども」の年齢の範囲は、児童の権利に関する条約や児童福祉法と同じにしていますが、義務教育までの15歳までという意見もあり、本検討会の中でも意見が分かれたところです。また、ニート・フリーターの問題など若者が自立しにくい社会である現状を踏まえると、18歳以上の若者への支援も必要となることから、ただし書きを付け加えました。

②保護者：親、その他の親に代わり子どもを養育する者をいう。

③地域住民等：地域に属する住民及び団体をいう。

「地域」とは、市域全体でなく、小学校区のエリアなど身近な生活圏の範囲を想定しています。「団体」とは、地域の活動団体のほか、地域の一員として事業者の活動を期待していることから、地域住民等のなかに事業者も含まれます。

④学校等：学校、幼稚園、保育所その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、または入所する施設をいう。